

いじめ自殺に関するシミュレーション研修【学校版】

1. 目的

本研究では、児童生徒が死亡する学校危機において、速やかに対応するためのスキルを向上させるためのシミュレーション研修を作成した。シミュレーション研修は、①クライシスマネジメントだけでなく、リスクマネジメントを取り入れ、学校危機を発生させないための予防的な点についても学校危機として捉えられるようにする、②事故、事件、災害といった多様な学校危機に関するシミュレーションを体験し、状況に応じた対応をとれるようにする、を目的としている。

本資料は、校内で発生したいじめ自殺を想定し、学校での校内研修で活用できるようにしている。

2. 対象 小中高校の教職員

3. 研修内容

(1) 内容の特徴

研修は、3つの内容で構成されている。1点目が、学校危機発生後の対応に関する「クライシスマネジメント」、2点目がこの事例を予防するために必要な対応を考える「リスクマネジメント」である。クライシスマネジメントやリスクマネジメントの研修では、時間を区切って、次々に事例の情報を提供し、質問をしていくことにより、実際の状況のように心理的なプレッシャーをかけるようにする。そのため、最後に、リラックス法を体験してもらい、参加者のストレスを緩和し、さらに参加者にリラックス法を活用しながら対応することが大事であることを実感してもらう「ストレスマネジメント」を取り入れている。

また、本研修で用いている事例は、実際に起きたいじめ自殺で裁判で学校側の過失が認められた判例を使って作成した梅野(2012)の資料を基に、教育委員会指導主事および学校臨床心理学を専門とする研究者により作成されたものである。

(2) 研修会の流れ（計120分）

時間	内容	配布資料	備考
10	・文部科学省「緊急対応の手引き」P1の「初期目標」を確認してください。 ・【第1報】を配布する	【第1報】	
5	・【Aくんの指導記録】を配布する	【Aくんの指導記録】	
15	Q1 学校は何をしていかなければなりませんか？「翌日（25日）」、「翌々日（26日）」、「それ以降」でやるべきことを付箋紙に書き出してもらい、ワークシート①に貼り付けていく。	ワークシート①	24日深夜の時点での想定
10	・【追加情報①】を配布し、さらに考えてもらう	【追加情報①】	

10 10	・【追加情報②】を伝え、さらに考えてもらう意見交換 文部科学省「緊急対応の手引き」P13、14 を参照し、出された対応と比較しながら議論する 【背景調査による新たな事実】を配布する	【追加情報②】 【背景調査による新たな事実】	25日のお昼すぎの時点での想定
10	休憩		
20	Q2 いじめを未然に防ぐ学校環境を作るにはどうしたらいいですか？	ワークシート②	
10	・学校で策定したいじめ防止基本方針について確認する		
10	・リラックス呼吸法、リラックス法を実施する	【支援者のための災害後のこころのケアハンドブック】P25—28 を参照	
10	アンケートの記入		

* 【背景調査による新たな事実】をどこに加えるか？

3. 資料入手先

「緊急対応の手引き」文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/_icsFiles/afieldfile/2010/11/16/1292763_02.pdf

「支援者のための災害後のこころのケアハンドブック」（静岡大学教育学部小林朋子研究室 HP）

<http://tomokoba.mt-100.com/>

4. 事前準備

- ・グループワークの編成 5名程度（進行役と記録者を事前に決めておく）
- ・付箋紙
- ・ワークシート・資料の印刷

【本資料に関する問い合わせ先】

静岡大学教育学部 小林朋子 kobakenshizuoka@gmail.com

配布資料

注) それぞれをカードのに切ってご使用下さい

【第1報】

9月24日（月）20時頃

警察から学校に連絡があり、中3のAが自宅敷地内の物置小屋の中で心肺停止の状態で発見され、救急搬送。その後、市立病院で死亡が確認された。自宅の物置で首をつって、そばに遺書があったことから捜査を開始する旨の連絡が入ったと連絡があった。そのため、これから校長と担任が市立病院に向かうことにしたと教頭から連絡があった。

『学校の概要』

富士山中学校 （全生徒数 585名）学年5～6クラス 3年生は6クラス
校区は市街地

【追加情報①】

9月24日（月）深夜

校長が遺族と話をしている中で、「クラスの生徒等には不慮の事故で亡くなったと説明して欲しい」という意向をもらった。その際に、遺族から遺書には「ぼくはもう疲れた。このままだとお母さんたちに迷惑をかけてしまうのがいやなので、ぼくはいなくなります。本当にごめんなさい。お母さんの子どもに生れてきてよかったです。お母さん、ありがとう。さようなら」という言葉が書いてあったと伝えられた。

【追加情報②】

9月26日（水）お昼すぎ

9月27日（木）に通夜 9月28日（金）に葬儀になるとの連絡が遺族からあった。

【Aくんの指導記録】

3年1組 A（男子）

家族構成：母と祖母、Aの3人暮らし

性格はおとなしく、5月までサッカーチームに所属していた

中2の様子

2年の夏休み明けの頃から、同じクラスのBに「ぶつかってきた」といいがかりをつけられ蹴られたり、プロレスごっこと称して首を絞められることが日常的にみられるようになった。そのため、そうした行為を見つけた時はやめるよう口頭で指導していた。Aは、中2の12月頃まではBに何かされると担任教師に事実を告げていたが、年明け以降は話がなかった。そのため、3学期は特に指導を行っていなかった。

中3からの様子

＜中3に入り、担任が転勤してきた教師に変わった。新しい担任は、20代後半の男性教師であった。＞

4月5, 6日

同じクラスのBから2回にわたり金銭強要があった。

4月8日

生徒指導主事（40代半ばの男性教師）とAの担任は、Aに「理由もないのにお金を出す必要はない」「Bには指導しておくから心配ない」と話した。

Bを呼び出し理由を尋ねたところ、Bは「Aにジャージのズボンを買うため5000円を貸せ」と言った。持っていたら集めろと言った。母さんは買ってくれない」というので「そんなに必要なら母親に頼んでやるから友だちから借金しないように」と指導した。担任はBの母に連絡を取り確認したところ、「買ってほしいとは聞いていない。欲しかったら買ってあげるのに」と話していたので、担任はBの母に対して「金銭関係の大切さを教えてほしい」と家庭での指導を要請した。

4月16日

AとBは金銭の貸し借りについて言い争った。

担任教師は、クラス全員に対して、「金銭のやりとりはトラブルのもとになるので絶対にやらないように」と注意した。Bには「金の貸し借りを絶対やってはいけない」と注意した。

4月17日

AはBから、教室内の生徒や教師の目の前で、顔にマジックでいたずら書きをされ、黙ってなされるままになっていた。

担任は、Bに「弱い者いじめは絶対にしないように」と指導し、Aには「勇気をもって拒否するように」と指導した。

4月23日

担任はA宅を家庭訪問し、祖母から「2年生の時、友人にいじめられたことがあるので気を付けて欲しい」と言わされた。担任は「よく調査して指導する」と話した。

5月11日

BはAに1500円を生徒から集めて渡すよう命じた。Aは担任に打ち明けた。

担任は A に「B を指導しておくから A は金を集めないように」と指導し、B には「かわいそうだ、すまないことをしたと思わないか」と説諭した。

5月 15 日

A は「病院に行く」と言って学校からいなくなった。祖母に連絡し、自室を確認してもらったところ、自室にいた。後で担任が A に学校からいなくなった理由を尋ねたが、A は話さなかつたので、学校からいなくなったことへの反省を求めた。

5月 24 日

担任に「病院に行く」と嘘を言って学校を早退した。

5月 25 日

担任が早退の原因を聞くため「勇気をもって教師に話すように」と A に話したところ、A は「B から 2000 円をクラスのみんなから集めろと言われたが集められないので、B の暴力を恐れ、学校を早退した」と話した。そのため、A の母親に事実を知らせた。A の母親は、「私の手紙を持たない時は早退させないでほしい」と依頼した。さらに、B と B の母親に金銭強要の事実を告げて、「今度やつたら施設に送る」とやや強い口調で注意した。

4月～5月頃

B のいじめが立て続けにあきらかになった。A は休み時間には必ず職員室に来るようになった。A は新しい担任から「被害を受けた場合は相談するように」と指導されたこともあり、4、5 月には担任に打ち明けていたが、その後は再び話さなくなり、B との間の問題について事情を聴かれてもただ沈黙するばかりで、さらにこれを否定する時もあった。

7月 10 日

B が清掃時間中、理科室で試験管に入った水酸化ナトリウムの水溶液を A の襟元から背中に流し込み、背中全体が赤くなるやけどを負わせた。生徒指導主事と担任教師が駆けつけ、応急手当てをして事情を聴取すると、A は「ぶつかってかかった」と言い張り、B は「A がかけても良いといったのでかけた」と弁明した。教諭らは、「たとえ相手の了解があっても薬物なのだから慎重に取り扱う必要がある」と注意した。しかし、B は反省の態度がみられなかった。教諭らは、A にも「事実を隠したり、うそをついてはいけない」と強く指導した。担任は A の母に電話して事件を報告して謝った。母は「これから気を付けて下さい」と要望した。

9月 21 日（金）

A は生徒会選挙演説の時、2 年生の教室に入り、他生徒のバックから飴玉を 2 個盗み、現金を物色中に生徒指導主事に見つかった。

生徒指導主事は、A から次の事実を聞きだした

- (1) 盗みの事実
- (2) 9 月 19 日にも 950 円を盗んで 19 日と 20 日に分けて買い物をして消費したこと
- (3) B から弁当を買うように命じられて 500 円を預かり、D からサンドイッチを買うよう命じられて 150 円を預かっている事
- (4) 9 月 18 日朝、学校で、B から「翌日 1 万円を持ってこい、持ってこなければ殴る」と言われ、19 日朝に「忘れた」と言って B に殴られ、20 日朝にはトイレで殴られ、「2 万円もってこい」と言われたこと。

(5) 盗みを繰り返したのはBに金銭を強要されたためであること

そのため生徒指導主事は、Aに「Bを指導しておくから心配するな」と諭した。またその日、19日の盗みについて被害者をあたり、被害額が1100円と確認して、担任教師にAの盗みの件を報告し、担任と共に「二度と盗みをしないように」と指導した。

さらに校長からAに対して「今後そのようなことをやらないように」と指導をして帰宅させた。担任教師がAの母親に電話をし、「24日朝、学校にきてもらいたい」と連絡した

また生徒指導主事は、この日にBとDにAに金銭を預けたことを確認し、「むやみに友だちに買い物を頼まないように」と指導して自宅に帰した。生徒指導主事は、「どうしても1万円をもってこい、集めろと言ったのか」と尋ねたが、Bは「冗談で言った」と話した。そのため、「冗談にしろ言ってよいことと悪いことがある。今後このようなことを絶対しないように」とBたちを指導した。

9月24日（月）

朝、Aが登校していないことに気づいていたが、担任は夜に家庭に連絡することにしていた。

【背景調査による新たな事実】

7月中旬頃

BはAに1000円を集めるよう命じ、その日、Aから1000円を受け取り、さらに翌日に1万円を持ってくるように命じた。

7月下旬頃

休み時間中の教室内で、Bは教室掃除用のほうきの柄でAの頭、腹、背中等を20回くらい殴打した。

7月上旬～9月上旬頃

Bは、約10回にわたり、Aに雑草を無理に食べさせた。うち1回は、大きな葉で雑草を巻いたものを無理に飲み込ませた。Aは、その後に気持ちが悪くなり嘔吐した。

9月4日

昼休みに、BはAに学校を抜け出してコンビニでパンとジュースを買ってくるよう命じたが、Aが断ったため腹を立て、ベルトでAを殴打しようとした。Aは教室の床に正座して頭を下げながら、「これでBと縁が切れるのなら何をしてもいいです」と繰り返し訴えた。Bはさらに激怒し、ベルトでAの頭を1回強く殴り、腕や手の甲あたりを3回くらい殴り、見かねた同級生が制止したため暴行を中止したが、手の甲に真っ赤なみみず腫れができる程度の怪我を負わせた。

9月14日

AがCとよく遊び、Bのいじめについて相談しているのに腹を立て、放課後、特別教室でAに立ち会わせ見張りをさせながら、Cに「なんでお前はAと遊ぶんだ」と言い、ベルトで強く殴り、「これからは一言も話をするなよ」と命じた。

9月16日頃

Bは、小遣いとするため、Aに2万円を持ってくるよう命じた

9月中旬頃

下校途中、BはAに煙草を約8本たて続けに吸うことを強制し、気分が悪くなつて嘔吐するのを面白がってみていた。

9月19日

朝、学校で、BはAに、他の生徒から2万円を翌日までに集めるよう命じた。Bが、前に命じていた2万円を催促すると、Aが「忘れちゃった」と言ったので、休み時間にトイレでAの顔面を拳で2回くらい殴った。

9月20日

朝、学校でBが「2万円持ってきたか」と聞いたが、「忘れちゃった」と言ったので、トイレでAの顔を拳で2、3回殴り、「今日中に持つて来い」と命じた。昼休み、Aは他の生徒から金を集めて1万6800円をBに渡した。Bは、さらに2万円を持参するように命じた。Aは、午後に5000円をBに渡したが、Bは残りも持参するようにさらに催促した。

9月21日（生徒指導主事がAから話を聞き、Bに指導をした後）

夕方頃、HがAに電話をして、「Bが生徒指導主事に注意されたのはAが告げ口したからで、暴力を加えようとAを探し回ったが見つけられなかつたため、腹を立て「連休明けの24日に学校に出てきたら、シメてやる」と言っていた」と伝えた。